

令和 6 年度

越谷市労働報酬等審議会第 2 回会議

日 時 令和 7 年 3 月 1 4 日（金） 1 4 : 0 0 ~

場 所 第三庁舎 5 階会議室 6

次 第

○審議会第 2 回会議

1 開会

2 議事

（1）報告事項

- ① 令和 5 年度、6 年度労働報酬下限額適用案件の履行状況等について

（2）協議事項

- ① 建設工事に係る労働報酬下限額について
- ② 見習いに係る労働報酬下限額について
 - (1)特例的な労働報酬下限額の計算方法について
 - (2)見習いの取扱いについて

（3）調査報告

- ① 受注者・労働者アンケート
- ② 他自治体の状況

3 その他

4 閉会

越谷市労働報酬等審議会 委員名簿

(順不同・敬称略)

令和7年3月14日現在

委員	氏名	委員区分	所属	その他
	なかざわ のぶひろ 中澤 伸浩	学識経験者	埼玉弁護士会越谷支部	なかざわ法律事務所
	やまもと よしこ 山本 佳子	学識経験者	埼玉県社会保険労務士会 越谷支部 支部長	山本佳子社会保険労務士事 務所 所長
	たかはし かずひこ 高橋 和彦	事 業 者	越谷建設推進協同組合 理事	高元建設株式会社 代表取締役
	たけむら みつお 竹村 光生	事 業 者	一般社団法人埼玉県経営 者協会	株式会社エナジー宇宙(そら) 総務企画部長
	たにの しげひさ 谷野 成寿	労 働 者	埼玉土建一般労働組合 越谷支部 書記長	
	やました ひろゆき 山下 弘之	労 働 者	越谷地区労働組合協議会 副議長	

委嘱期間 令和5年10月1日から令和7年9月30日まで

令和 6 年度越谷市労働報酬等審議会第 2 回会議資料

【報告事項】

- ① 令和 5、6 年度労働下限額適用案件の
履行状況等について

① 令和5、6年度労働報酬下限額適用案件の履行状況等について

令和5年度

【労働報酬下限額適用案件数】

工事請負 34件 業務委託 36件
 指定管理協定 0件 PFI事業 1件 合計 71件

○工事請負 案件一覧

No.	契約名	契約金額(円)	業者名
1	橋梁耐震整備工事（千代田橋）	288,200,000	池中建設(株)
2	越谷市立大袋小学校外構等改修工事	232,980,000	高元建設(株)
3	公園整備工事（（仮称）西大袋第1号公園）二期工事	286,000,000	(株)鈴木組
4	道路改良工事（市道40001号線外2路線）	66,000,000	山崎建設(株)
5	越谷市立城ノ上小学校太陽光設備整備工事	52,745,000	(有)スバル電業
6	公共下水道築造工事 4-1	161,700,000	(株)鈴木組
7	公園整備工事（緑の森公園）	73,535,000	太陽建設工業(株)
8	しらこぼと運動公園競技場改修工事	238,700,000	オザワロード(株)
9	市立病院手術室空調設備改修工事	228,800,000	(株)ナカノヤ
10	千疋幹線排水路整備工事5-1	126,500,000	池中建設(株)
11	新川都市下水路築造工事（4-1）	143,000,000	山崎建設(株)
12	かんがい排水整備工事（5-1）	84,700,000	山崎建設(株)
13	平新川調整池整備工事（5-1）	137,500,000	池中建設(株)
14	耐震性貯水槽新設工事（レイクタウン第七公園、東越谷六丁目公園）	59,620,000	三ツ和総合建設業協同組合 埼玉東部営業所
15	末田落し改修工事5-1	96,360,000	山崎建設(株)
16	越谷市立大沢北小学校屋内運動場空調設備設置工事	104,720,000	(株)ナカノヤ
17	越谷市立千間台小学校屋内運動場空調設備設置工事	108,570,000	(株)ナカノヤ
18	越谷市立花田小学校屋内運動場空調設備設置工事	103,290,000	(株)ナカノヤ
19	越谷市立大袋北小学校屋内運動場空調設備設置工事	87,670,000	(株)桶新設備
20	越谷市立平方小学校屋内運動場空調設備設置工事	101,860,000	(株)ナカノヤ
21	越谷市立宮本小学校屋内運動場空調設備設置工事	86,900,000	(株)ナカノヤ
22	越谷市立出羽小学校屋内運動場空調設備設置工事	74,723,000	(株)協和設備
23	（仮称）共同消防指令センター建設工事（電気設備）	130,900,000	村川電気工業(株)
24	越谷市立大間野小学校屋内運動場空調設備設置工事	72,043,400	(株)協和設備
25	越谷市立西中学校照明器具LED化工事	55,000,000	太洋電設工業(株)
26	越谷市立東中学校照明器具LED化工事	51,150,000	太洋電設工業(株)
27	（仮称）共同消防指令センター建設工事（機械設備）	115,830,000	(株)豊田設備
28	鷺高ポンプ場電気設備改築工事	225,500,000	(株)大久保電気
29	市立図書館エアハンドリングユニット改修工事	66,000,000	(株)ナカノヤ
30	応急対策工事（5-6）	53,020,000	山崎建設(株)
31	応急対策工事（5-1）	104,500,000	(株)第一テクノ関東支店
32	越谷サニシティ火災報知設備受信機更新工事	119,603,000	(株)大久保電気
33	（仮称）共同消防指令センター建設工事（建築）	858,000,000	高元・猪又経常建設共同企業体
34	大相模小学校排水設備改修工事	73,700,000	(株)ナカノヤ

○業務委託 案件一覧

No.	契約名	契約金額(円)	業者名
1	街路樹等管理委託（市道２３４０号線外５２か所）	30,195,000	(有)片桐造園
2	街路樹等管理委託（市道１１３０号線外３１か所）	22,000,000	(株)中新造園
3	街路樹等管理委託（市道２３００号線外４４か所）	17,490,000	(有)宝亀園
4	街路樹等管理委託（市道２１１０号線外３２か所）	15,895,000	(株)深野造園
5	街路樹等管理委託（市道１０５０号線外２７か所）	9,495,200	(株)東武緑化サービス
6	除草業務委託（その１）	13,915,000	(株)深野造園
7	除草業務委託（その２）	12,155,000	(株)東武園芸
8	公園等管理委託（見田方遺跡公園外３６か所）	52,910,000	(株)サンエー緑化
9	公園等管理委託（越谷総合公園外２８か所）	47,300,000	(株)中新造園
10	公園等管理委託（鷺高第五公園外２１か所）	36,850,000	(株)深野造園
11	公園等管理委託（元荒川緑道外３か所）	30,470,000	(株)東武園芸
12	公園管理委託（大吉公園外１２か所）	28,710,000	(株)東武緑化サービス
13	公園管理委託（(仮称)大相模調節池親水公園）	27,720,000	(株)東武園芸
14	公園管理委託（平方公園外１４か所）	27,500,000	(株)東武園芸
15	公園等管理委託（千間台第四公園外１７か所）	27,060,000	(株)東武緑化サービス
16	公園等管理委託（出羽公園外１８か所）	26,070,000	(株)中新造園
17	公園等管理委託（蒲生公園外１４か所）	21,120,000	(株)東武緑化サービス
18	公園等管理委託（南荻島公園外１４か所）	10,780,000	(有)宝亀園
19	草刈清掃委託（西大袋その１）	11,858,000	(有)片桐造園
20	草刈清掃委託（西大袋その２）	10,395,000	(株)深野造園
21	街路樹剪定委託（市道１１３０号線外５路線）	17,160,000	(株)中新造園
22	街路樹剪定委託（市道１１２０号線外３路線）	10,890,000	(株)東武園芸
23	街路樹剪定委託（市道２３５０号線外８路線）	10,450,000	(有)片桐造園
24	夜間急患診療所清掃業務委託（長期継続契約）	9,521,600	(株)庶務サービス
25	保健所・保健センター清掃業務委託（長期継続契約）	93,060,000	日本環境マネジメント(株)
26	児童館ヒマワリ清掃業務委託（長期継続契約）	23,641,200	(株)リンレイサービス
27	児童館コスモス清掃業務委託（長期継続契約）	23,870,000	首都圏環境サービス(株)
28	越谷市障害者等相談支援事業業務委託（北部地区）	83,947,775	特定非営利活動法人合
29	越谷市障害者等相談支援事業業務委託（南部地区）	84,000,000	特定非営利活動法人結
30	越谷市障害者等相談支援事業業務委託（東部地区）	84,000,000	社会福祉法人平徳会
31	越谷市障害者等相談支援事業業務委託（西部地区）	80,790,609	医療法人秀峰会
32	越谷市障害者就労支援事業業務委託	53,656,416	ウェルビー(株)
33	大相模地区センター清掃業務委託	9,306,000	アイル・コーポレーション(株)
34	市立図書館設備等保守管理業務委託（長期継続契約）	22,275,000	アイル・コーポレーション(株)
35	市立図書館清掃業務委託（長期継続契約）	23,760,000	アイル・コーポレーション(株)
36	電気設備及び空調設備等運転業務委託（長期継続契約）	83,600,000	日建総業(株)

○ＰＦＩ事業 案件一覧

No.	契約名	契約金額(円)	業者名
1	越谷市立小中一貫校整備ＰＦＩ事業	14,829,630,626	ナカノヤグループ

【履行状況報告書提出件数】

工事請負 34件 業務委託 36件
PFI事業 1件 合計 71件 ※全て提出済み

【従事労働者数】 ○履行状況報告書が提出された全案件の従事労働者数をまとめた一覧

	正社員	パート・アルバイト	その他(下請等)	合計
工事請負	181人	5人	1,451人	1,637人
業務委託	188人	76人	84人	348人
PFI事業	4人	—	43人	47人
合計	373人	81人	1,578人	2,032人

【最低支払賃金額の報告状況】 R5

工事請負

○履行状況報告書が提出された全案件のうち職種ごとの最低支払賃金額をまとめた一覧

職種	労働報酬下限額	最低支払賃金額 (最低額)	最低支払賃金額 (最高額)
特殊作業員	2,835	2,850	3,600
普通作業員	2,576	2,587	2,875
軽作業員	1,834	—	—
造園工	2,565	2,565	2,800
法面工	3,240	—	—
とび工	3,285	3,300	3,980
石工	3,285	—	—
ブロック工	3,105	—	—
電工	2,948	2,980	3,725
鉄筋工	3,206	3,240	3,398
鉄骨工	2,903	—	—
塗装工	3,330	3,350	3,350
溶接工	3,420	4,375	4,375
運転手(特殊)	3,173	3,300	3,800
運転手(一般)	2,689	2,700	2,875
潜かん工	3,611	—	—
潜かん世話役	4,489	—	—
さく岩工	3,825	—	—
トンネル特殊工	3,600	—	—
トンネル作業員	3,026	—	—
トンネル世話役	4,140	—	—
橋りょう特殊工	3,645	—	—
橋りょう塗装工	3,521	—	—
橋りょう世話役	4,095	—	—
土木一般世話役	3,094	3,100	4,375
高級船員	3,758	—	—
普通船員	2,981	—	—
潜水土	4,939	—	—
潜水連絡員	3,701	—	—

潜水送気員	3,623	—	—
山林砂防工	3,263	—	—
軌道工	6,030	—	—
型わく工	3,083	3,240	3,353
大工	3,105	—	—
左官	3,218	3,375	3,375
配管工	2,768	2,800	3,300
はつり工	3,071	3,280	3,280
防水工	3,555	3,702	3,702
板金工	3,443	—	—
タイル工	2,932	—	—
サッシ工	3,229	—	—
屋根ふき工	2,960	—	—
内装工	3,386	—	—
ガラス工	3,229	—	—
建具工	2,932	—	—
ダクト工	2,914	—	—
保温工	2,824	—	—
建築ブロック工	2,932	—	—
設備機械工	2,858	—	—
交通誘導警備員A	1,890	2,500	2,550
交通誘導警備員B	1,676	1,688	2,250
見習い	1,467	—	—
年金受給	1,467	—	—

業務委託

○履行状況報告書が提出された全案件の最低支払賃金額をまとめた一覧

労働報酬下限額	最低支払賃金額 (最低額)	最低支払賃金額 (最高額)
1, 0 3 5 円	1, 0 3 5 円	2, 1 4 3 円

令和 6 年度

【労働報酬下限額適用案件数】※R7. 2 月現在

工事請負	4 3 件	業務委託	3 6 件
指定管理協定	7 件	合計	8 6 件

○工事請負 案件一覧

No.	契約名	契約金額(円)	業者名
1	越谷市立大袋中学校外構改修工事	231,880,000	(株)豊田工務店
2	消防指令システム整備工事	3,270,861,000	沖電気工業(株)
3	越谷市大袋地区センター・公民館建設工事(建築)	1,268,300,000	高元建設(株)
4	越谷市大袋地区センター・公民館建設工事(電気設備)	286,000,000	(株)大久保電気
5	公園整備工事((仮称)西大袋第1号公園)三期工事	192,500,000	(株)鈴木組
6	越谷市立小学校屋内運動場空調設備設置工事(大沢小学校外2か所)	305,756,000	(株)ナカノヤ
7	越谷市立小学校屋内運動場空調設備設置工事(大相模小学校外2か所)	298,100,000	(株)新興設備
8	越谷市立小学校屋内運動場空調設備設置工事(荻島小学校外2か所)	257,070,000	(株)桶新設備
9	越谷市立中学校屋内運動場等空調設備設置工事(中央中学校外1か所)	456,247,000	(株)ナカノヤ
10	越谷市立中学校屋内運動場等空調設備設置工事(北陽中学校外1か所)	298,760,000	(株)新興設備
11	越谷市立中学校屋内運動場等空調設備設置工事(富士中学校外1か所)	291,196,400	(株)協和設備
12	越谷市立中学校屋内運動場等空調設備設置工事(光陽中学校外1か所)	268,620,000	(株)ナカノヤ
13	越谷市立北中学校照明器具LED化工事	58,795,000	太洋電設工業(株)
14	越谷市立東越谷小学校照明器具LED化工事	49,302,000	村川電気工業(株)
15	越谷市立南越谷小学校照明器具LED化工事	50,050,000	(有)スバル電業
16	越谷市立大沢北小学校照明器具LED化工事	49,500,000	トバセ電気工事(株)
17	第二庁舎受変電設備改修工事	137,995,000	(有)スバル電業
18	越谷市大袋地区センター・公民館建設工事(機械設備)	199,446,500	(株)カネクラ
19	(仮称)緑の森公園保育所建設工事(外構)	149,270,000	和光・水谷経常建設共同企業体(代)和光建設株式会社 三郷支店
20	越谷市立西方小学校校舎外壁改修工事	143,000,000	(株)須賀工務店
21	道路舗装工事(市道80092号線)	50,290,900	(株)水口土建
22	越谷市立北越谷小学校校舎外壁改修工事	85,800,000	(株)山下工務店
23	大間野排水機場排水ポンプ更新工事	91,300,000	荏原実業(株)
24	千疋幹線排水路整備工事6-1	142,450,000	池中建設(株)
25	大袋学童保育室建設工事	101,200,000	(株)会澤工務店
26	末田落し改修工事6-1	141,900,000	山崎建設(株)
27	公共下水道管更生工事(越谷第八処理分区)	86,350,000	池中建設(株)
28	荻島学童保育室建設工事	133,650,000	(有)大熊建設
29	新川都市下水路築造工事5-1	142,450,000	山崎建設(株)
30	公共下水道築造工事(新方川第17号雨水幹線の支線)6-1	71,500,000	(株)鈴木組

31	かんがい排水整備工事（６－１）	97,350,000	山崎建設(株)
32	応急対策工事（６－６）	83,600,000	富士興業(株)
33	コスモス排水機場No. 3排水ポンプ更新工事	60,500,000	昱(株)
34	耐震性貯水槽新設工事(北越谷駅西口多目的広場外1か所)	74,800,000	三ツ和総合建設業協同組合
35	体育施設補修工事（しらこばと運動公園庭球場）	75,350,000	オザワロード(株)
36	左敷田ポンプ場増強工事（土木）６－１	184,250,000	(株)さいたま資材
37	左敷田ポンプ場増強工事（機械設備）６－２	272,580,000	吉田工機(株)
38	左敷田ポンプ場増強工事（電気設備）６－３	291,500,000	(株)大久保電気
39	応急対策工事（６－７）	128,700,000	(株)第一テクノ
40	平新川調整池整備工事６－１	135,300,000	池中建設(株)
41	越谷吉川線街路築造工事（電線共同溝工）	124,300,000	山崎建設(株)
42	大間野排水機場自家発電設備改修工事	121,990,000	(株)大久保電気
43	大成（飯島）排水機場排水ポンプ更新工事	81,400,000	荏原実業(株)

○業務委託 案件一覧

No.	契約名	契約金額(円)	業者名
1	除草業務委託（その１）	13,904,000	(株)深野造園
2	除草業務委託（その２）	13,750,000	(株)東武園芸
3	街路樹等管理委託（市道２３４０号線外５２か所）	31,240,000	(株)深野造園
4	街路樹等管理委託（市道１１３０号線外３１か所）	23,100,000	(株)中新造園
5	街路樹等管理委託（市道２３００号線外４４か所）	17,985,000	(有)宝亀園
6	街路樹等管理委託（市道２１１０号線外３２か所）	16,401,000	(有)片桐造園
7	街路樹等管理委託（市道１０５０号線外２８か所）	11,396,000	(株)東武園芸
8	公園等管理委託（鷺高第五公園外２１か所）	37,719,000	(株)深野造園
9	公園等管理委託（増林公園外２７か所）	36,157,000	(株)中新造園
10	公園等管理委託（元荒川緑道外３か所）	30,800,000	(株)東武園芸
11	公園等管理委託（千間台第四公園外１８か所）	29,370,000	(有)クリーンガーデン緑屋
12	公園管理委託（大吉公園外１２か所）	28,820,000	(株)東武緑化サービス
13	公園管理委託（平方公園外１４か所）	28,325,000	(株)東武園芸
14	公園管理委託（（仮称）大相模調節池親水公園）	28,050,000	(有)片桐造園
15	公園等管理委託（出羽公園外１８か所）	26,840,000	(株)中新造園
16	公園等管理委託（蒲生公園外１４か所）	21,450,000	(株)東武緑化サービス
17	公園等管理委託（南荻島公園外１４か所）	11,000,000	(有)宝亀園
18	公園等管理委託（見田方遺跡公園外３６か所）	53,020,000	(株)サンエー緑化
19	草刈清掃委託（西大袋その１）	13,090,000	(株)中新造園
20	草刈清掃委託（西大袋その２）	14,168,000	(株)深野造園
21	街路樹剪定委託（市道８００８７号線外８路線）	20,900,000	(有)片桐造園
22	街路樹剪定委託（市道２１１０号線外２路線）	13,860,000	(株)深野造園
23	街路樹剪定委託（市道２１９０号線外５路線）	14,520,000	(株)中新造園
24	街路樹剪定委託（市道１０２０号線外４路線）	14,520,000	(株)東武園芸
25	リサイクルプラザ清掃業務委託（長期継続契約）	40,590,000	(株)ホリ・エンタープライズ
26	市庁舎清掃業務委託（長期継続契約）	295,891,200	日建総業(株)
27	北部市民会館清掃業務委託（長期継続契約）	28,699,000	(有)大洋警備保障

28	増林地区センター・教育センター・地域包括支援センター増林清掃業務委託（長期継続契約）	16,478,000	(有)大洋警備保障
29	リサイクルプラザ資源化施設運転管理等業務委託（長期継続契約）	578,714,400	新明和ウエステック(株)
30	産業雇用支援施設清掃業務委託（長期継続契約）	12,650,000	(株)ホリ・エンタープライズ
31	大沢地区センター・地域包括支援センター大沢清掃業務委託（長期継続契約）	11,484,000	(株)庶務サービス
32	蒲生地区センター・地域包括支援センター蒲生清掃業務委託（長期継続契約）	11,044,000	(株)むさしビルクリーナー
33	消防本庁舎清掃業務委託（長期継続契約）	11,000,000	(株)ホリ・エンタープライズ
34	若年者等就職支援事業委託（長期継続契約）	11,213,785	(株)シグマスタッフ
35	放置自転車等保管・返還業務委託（長期継続契約）	21,106,800	(有)ライフ・サポート
36	越谷市男女共同参画相談業務委託（長期継続契約）	40,352,928	特定非営利活動法人女性のスペース結

○指定管理協定 案件一覧

No.	契約名	上限額	業者名
1	越谷総合公園	37,000,000	(公財)越谷市施設管理公社
2	市民プール	282,000,000	越谷市社会福祉協議会・シンコースポーツグループ
3	越谷コミュニティセンター	1,810,000,000	(公財)越谷市施設管理公社
4	老人福祉センターけやき荘	1,466,000,000	越谷市社会福祉協議会・シンコースポーツグループ
5	老人福祉センターくすのき荘		
6	老人福祉センターゆりのき荘		
7	老人福祉センターひのき荘		

【履行状況報告書提出件数】※R7.2月現在

工事請負 43件 業務委託 36件
 指定管理協定 7件 合計 86件

【従事労働者数】○履行状況報告書が提出された全案件の従事労働者数をまとめた一覧

	正社員	パート・アルバイト	その他(下請等)	合計
工事請負	96人	6人	1,439人	1,541人
業務委託	293人	134人	64人	491人
指定管理	48人	173人	48人	269人
合計	437人	313人	1,551人	2,301人

【最低支払賃金額の報告状況】 R 6

工事請負

○履行状況報告書が提出された全案件のうち職種ごとの最低支払賃金額をまとめた一覧

職種	労働報酬下限額	最低支払賃金額 (最低額)	最低支払賃金額 (最高額)
特殊作業員	3,004	3,050	4,110
普通作業員	2,734	2,740	3,125
軽作業員	1,902	2,000	2,000
造園工	2,779	2,850	3,000
法面工	3,364	—	—
とび工	3,420	3,500	3,800
石工	3,465	—	—
ブロック工	3,274	3,300	3,300
電工	3,060	3,100	4,750
鉄筋工	3,398	3,480	3,565
鉄骨工	3,060	3,225	3,225
塗装工	3,465	3,500	3,500
溶接工	3,555	—	—
運転手（特殊）	3,297	—	—
運転手（一般）	2,835	2,850	2,944
潜かん工	3,927	—	—
潜かん世話役	4,669	—	—
さく岩工	3,994	—	—
トンネル特殊工	3,927	—	—
トンネル作業員	3,297	—	—
トンネル世話役	4,343	—	—
橋りょう特殊工	3,792	—	—
橋りょう塗装工	3,769	—	—
橋りょう世話役	4,264	—	—
土木一般世話役	3,308	3,600	3,600
高級船員	4,095	—	—
普通船員	3,308	—	—
潜水土	5,142	—	—
潜水連絡員	3,870	—	—
潜水送気員	3,780	—	—
山林砂防工	3,443	—	—
軌道工	6,267	—	—
型わく工	3,353	3,400	3,500
大工	3,229	3,260	3,300
左官	3,353	3,575	3,575
配管工	2,903	2,910	3,500
はつり工	3,207	4,750	4,750
防水工	3,702	3,800	3,800
板金工	3,623	3,650	3,650
タイル工	2,952	—	—
サッシ工	3,387	3,590	3,590

屋根ふき工	3,120	—	—
内装工	3,544	3,600	3,765
ガラス工	3,353	—	—
建具工	3,015	—	—
ダクト工	3,027	—	—
保温工	2,937	3,000	3,000
建築ブロック工	3,059	—	—
設備機械工	2,970	3,200	4,750
交通誘導警備員A	1,992	2,875	2,875
交通誘導警備員B	1,789	1,800	2,375
見習い	1,522	—	—

業務委託

○履行状況報告書が提出された全案件の最低支払賃金額をまとめた一覧

労働報酬下限額	最低支払賃金額 (最低額)	最低支払賃金額 (最高額)
1, 0 9 0 円	1, 0 9 0 円	2, 0 5 0 円

指定管理

○履行状況報告書が提出された全案件の最低支払賃金額をまとめた一覧

労働報酬下限額	最低支払賃金額 (最低額)	最低支払賃金額 (最高額)
1, 0 9 0 円	1, 0 9 0 円	1, 0 9 0 円

【報 告】

令和5年度の労働報酬下限額適用案件の履行状況等については、建設工事の各職種、業務委託、P F I 事業のいずれにおいても、全ての案件で下限額を上回る額で支払いされているとの報告を受けています。

また、履行状況報告書で求めている関係法令の遵守状況等の報告についても、全ての案件において、全項目が適正に遵守されていることを確認済みです。

令和6年度の労働報酬下限額適用案件の履行状況等については、建設工事の各職種、業務委託、指定管理のいずれにおいても、全ての案件で下限額を上回る額で支払いされているとの報告を受けています。

また、履行状況報告書で求めている関係法令の遵守状況等の報告についても、全ての案件において、全項目が適正に遵守されていることを確認済みです。

令和 6 年度越谷市労働報酬等審議会第 2 回会議資料

【協議事項】

- ①建設工事に係る労働報酬下限額について
- ②見習いに係る労働報酬下限額について
 - (1) 特例的な労働報酬下限額の計算方法について
 - (2) 見習いの取扱いについて

①建設工事に係る労働報酬下限額について

1 令和6年度労働報酬下限額の設定状況

(1) 令和6年度公共工事設計労務単価の90%を基準

[単位:円(1時間あたり)]

No.	職 種	設計労務 単価	労働報酬 下 限 額	No.	職 種	設計労務 単価	労働報酬 下 限 額
1	特殊作業員	3,338	3,004	27	普通船員	3,675	3,308
2	普通作業員	3,038	2,734	28	潜水士	5,713	5,142
3	軽作業員	2,113	1,902	29	潜水連絡員	4,300	3,870
4	造園工	3,088	2,779	30	潜水送気員	4,200	3,780
5	法面工	3,738	3,364	31	山林砂防工	3,825	3,443
6	とび工	3,800	3,420	32	軌道工	6,963	6,267
7	石工	3,850	3,465	33	型わく工	3,725	3,353
8	ブロック工	3,638	3,274	34	大工	3,588	3,229
9	電工	3,400	3,060	35	左官	3,725	3,353
10	鉄筋工	3,775	3,398	36	配管工	3,225	2,903
11	鉄骨工	3,400	3,060	37	はつり工	3,563	3,207
12	塗装工	3,850	3,465	38	防水工	4,113	3,702
13	溶接工	3,950	3,555	39	板金工	4,025	3,623
14	運転手(特殊)	3,663	3,297	40	タイル工	—	2,952
15	運転手(一般)	3,150	2,835	41	サッシ工	3,763	3,387
16	潜かん工	4,363	3,927	42	屋根ふき工	—	3,120
17	潜かん世話役	5,188	4,669	43	内装工	3,938	3,544
18	さく岩工	4,438	3,994	44	ガラス工	3,725	3,353
19	トンネル特殊工	4,363	3,927	45	建具工	—	3,015
20	トンネル作業員	3,663	3,297	46	ダクト工	3,363	3,027
21	トンネル世話役	4,825	4,343	47	保温工	3,263	2,937
22	橋りょう特殊工	4,213	3,792	48	建築ブロック工	—	3,059
23	橋りょう塗装工	4,188	3,769	49	設備機械工	3,300	2,970
24	橋りょう世話役	4,738	4,264	50	交通誘導警備員A	2,213	1,992
25	土木一般世話役	3,675	3,308	51	交通誘導警備員B	1,988	1,789
26	高級船員	4,550	4,095		見習い	—	1,522

(2) 設計労務単価が設定されていない職種

①屋根ふき工

最後に設定された平成22年度設計労務単価に、現在までの設計労務単価の伸び率(埼玉県平均)を乗じた値を設計労務単価とみなし、その90%を下限額とした。

②タイル工、建具工、建築ブロック工

令和5年度の埼玉県による単価に、令和6年度の設計労務単価の伸び率(埼玉県平均)を乗じた額を設計労務単価とみなし、その90%を下限額とした。

③見習い(未経験かつ入社期間3か月以内の労働者)

軽作業員の労働報酬下限額の80%に相当する金額

2 令和7年度建設工事に係る労働報酬下限額

(1) 勘案事項

条例第6条第2項第1号の規定により、建設工事の下限額の設定にあたり、本市では設計労務単価を勘案することとしております。

設計労務単価

農林水産省及び国土交通省が、公共工事の積算に用いるため、公共工事に従事する労働者の賃金を調査（公共事業労務費調査）し、毎年決定するものです。国の各省庁のほか、全国の地方公共団体において、公共工事の積算に使用されています。

○埼玉県における設計労務単価の推移

職種	R7(R7. 2月改定)			R6(R6. 2月改定)		
	1時間あたり	引き上げ率	引き上げ額	1時間あたり	引き上げ率	引き上げ額
01 特殊作業員	3,488	4.49%	150	3,338	5.95%	188
02 普通作業員	3,175	4.53%	137	3,038	6.11%	175
03 軽作業員	2,213	4.73%	100	2,113	3.68%	75
04 造園工	3,200	3.64%	112	3,088	8.33%	238
05 法面工	3,913	4.68%	175	3,738	3.82%	138
06 とび工	3,975	4.61%	175	3,800	4.11%	150
07 石工	3,988	3.57%	138	3,850	5.48%	200
08 ブロック工	3,775	3.78%	137	3,638	5.43%	188
09 電工	3,663	7.72%	263	3,400	3.82%	125
10 鉄筋工	3,950	4.64%	175	3,775	5.96%	212
11 鉄骨工	3,563	4.78%	163	3,400	5.43%	175
12 塗装工	4,038	4.87%	188	3,850	4.05%	150
13 溶接工	4,288	8.54%	338	3,950	3.95%	150
14 運転手(特殊)	3,838	4.78%	175	3,663	3.90%	138
15 運転手(一般)	3,350	6.35%	200	3,150	5.44%	162
16 潜かん工	4,575	4.87%	212	4,363	8.72%	350
17 潜かん世話役	5,438	4.82%	250	5,188	4.01%	200
18 さく岩工	4,863	9.58%	425	4,438	4.41%	188
19 トンネル特殊工	4,563	4.58%	200	4,363	9.06%	363
20 トンネル作業員	3,838	4.78%	175	3,663	8.92%	300
21 トンネル世話役	5,050	4.66%	225	4,825	4.89%	225
22 橋りょう特殊工	4,413	4.75%	200	4,213	4.01%	163
23 橋りょう塗装工	4,388	4.78%	200	4,188	7.03%	275
24 橋りょう世話役	4,963	4.75%	225	4,738	4.12%	188
25 土木一般世話役	3,800	3.40%	125	3,675	6.91%	237
26 高級船員	4,725	3.85%	175	4,550	8.98%	375
27 普通船員	3,813	3.74%	138	3,675	10.94%	362
28 潜水士	5,975	4.60%	262	5,713	4.10%	225
29 潜水連絡員	4,500	4.65%	200	4,300	4.56%	187
30 潜水送気員	4,400	4.76%	200	4,200	4.35%	175
31 山林砂防工	3,975	3.92%	150	3,825	5.52%	200
32 軌道工	7,288	4.67%	325	6,963	3.92%	263
33 型わく工	3,900	4.70%	175	3,725	8.76%	300
34 大工	3,750	4.53%	162	3,588	3.99%	138
35 左官	3,950	6.04%	225	3,725	4.20%	150
36 配管工	3,388	5.04%	163	3,225	4.88%	150
37 はつり工	3,725	4.56%	162	3,563	4.40%	150
38 防水工	4,313	4.86%	200	4,113	4.11%	163
39 板金工	4,213	4.66%	188	4,025	5.23%	200
40 タイル工	3,338	—	—	—	—	—
41 サッシ工	3,938	4.65%	175	3,763	4.88%	175
42 屋根ふき工	4,175	—	—	—	—	—
43 内装工	4,125	4.76%	187	3,938	4.65%	175
44 ガラス工	3,900	4.70%	175	3,725	3.83%	137
45 建具工	—	—	—	—	—	—
46 ダクト工	3,650	8.55%	287	3,363	3.86%	125
47 保温工	3,425	4.98%	162	3,263	3.98%	125
48 建築ブロック工	—	—	—	—	—	—
49 設備機械工	3,463	4.92%	163	3,300	3.94%	125
50 交通誘導員A	2,338	5.65%	125	2,213	5.36%	113
51 交通誘導員B	2,088	5.03%	100	1,988	6.71%	125
埼玉県平均	単純平均	4.99%		単純平均	5.38%	
全国平均		6.0%			5.9%	

※「建具工」「建築ブロック工」については、賃金調査時に十分な有効標本数が確保できなかった等の理由により、設計労務単価が設定されておりません。

(2) 他自治体の状況

①積算方法

各自治体が、それぞれに適用される設計労務単価に、概ね一定の率を乗じた額を労働報酬下限額としています。

○令和6年度

計29自治体中

【92%】(2自治体) 川崎市 港区

【90%】(15自治体) 多摩市、相模原市、国分寺市、渋谷区、厚木市、足立区、三木市、千代田区、加西市、加東市、目黒区、新宿区、杉並区、江戸川区、越谷市

【85%】(4自治体) 野田市、草加市、世田谷区、日野市

【80%】(7自治体) 直方市、我孫子市、豊橋市、豊川市、佐賀市、富士見市、流山市

【78%】(1自治体) 高知市

②下限額

○各団体の令和6年度下限額と設計労務単価との比率

自治体名	賃金下限額						設計労務単価(R6.2)		
	特殊作業員		普通作業員		軽作業員		特殊作業員	普通作業員	軽作業員
	下限額	設計労務単価比	下限額	設計労務単価比	下限額	設計労務単価比			
19 越谷市	3,004	90%	2,734	90%	1,902	90%	3,338	3,038	2,113
1 千葉県野田市	2,933	85%	2,540	85%	1,785	85%	3,450	2,988	2,100
2 神奈川県川崎市	3,278	92%	2,910	92%	1,978	92%	3,563	3,163	2,150
3 東京都多摩市	3,005	85%	2,690	85%	1,890	86%	3,538	3,175	2,200
4 神奈川県相模原市	3,207	90%	2,847	90%	1,935	90%	3,563	3,163	2,150
5 東京都国分寺市	3,184	90%	2,858	90%	1,980	90%	3,538	3,175	2,200
6 東京都渋谷区	3,184	90%	2,858	90%	1,980	90%	3,538	3,175	2,200
7 神奈川県厚木市	3,207	90%	2,847	90%	1,935	90%	3,563	3,163	2,150
8 福岡県直方市	2,560	80%	2,190	80%	1,490	80%	3,200	2,738	1,863
9 東京都足立区	3,005	85%	2,690	85%	1,890	86%	3,538	3,175	2,200
10 兵庫県三木市	2,610	90%	2,480	90%	1,730	90%	2,900	2,750	1,913
11 東京都千代田区	3,183	90%	2,857	90%	1,980	90%	3,538	3,175	2,200
12 埼玉県草加市	2,835	85%	2,577	85%	1,834	87%	3,338	3,038	2,113
13 東京都世田谷区	3,007	85%	2,699	85%	1,870	85%	3,538	3,175	2,200
14 高知県高知市	2,160	76%	1,880	75%	1,500	74%	2,825	2,513	2,038
15 千葉県我孫子市	2,760	80%	2,390	80%	1,680	80%	3,450	2,988	2,100
16 兵庫県加西市	2,610	90%	2,470	90%	1,720	90%	2,900	2,750	1,913
17 兵庫県加東市	2,610	90%	2,470	90%	1,720	90%	2,900	2,750	1,913
18 愛知県豊橋市	2,805	81%	2,379	81%	1,833	81%	3,463	2,938	2,263
20 東京都目黒区	3,185	90%	2,858	90%	1,980	90%	3,538	3,175	2,200
21 東京都日野市	3,007	85%	2,699	85%	1,870	85%	3,538	3,175	2,200
22 愛知県豊川市	2,770	80%	2,350	80%	1,810	80%	3,463	2,938	2,263
23 東京都新宿区	3,184	90%	2,858	90%	1,980	90%	3,538	3,175	2,200
24 東京都杉並区	3,184	90%	2,858	90%	1,980	90%	3,538	3,175	2,200
25 東京都江戸川区	3,184	90%	2,858	90%	1,980	90%	3,538	3,175	2,200
26 佐賀県佐賀市	2,260	80%	1,890	80%	1,450	80%	2,825	2,363	1,813
27 埼玉県富士見市	2,670	80%	2,430	80%	1,690	80%	3,338	3,038	2,113
28 千葉県流山市	2,760	80%	2,390	80%	1,680	80%	3,450	2,988	2,100
29 東京都港区	3,255	92%	2,921	92%	2,024	92%	3,538	3,175	2,200

○対応案：越谷市は平成29年度から公共工事設計労務単価の90パーセントを基準としており、また多くの自治体が90パーセントを採用していることから、令和7年度についても公共工事設計労務単価の90パーセントを基準とする。

(3) 設計労務単価が設定されていない職種等の労働報酬下限額の取扱い

①職種：建具工・建築ブロック工

「建具工」「建築ブロック工」については、賃金調査時に十分な有効標本数が確保できなかった等の理由により、令和7年度の設計労務単価が設定されておらず、埼玉県による令和6年度の単価は設定されておりますが、新年度の単価については、例年4月の公表となっている状況があります。

○対応案：令和6年度同様に「案1」の積算を採用する。

【案1】令和6年度の埼玉県による単価に、令和7年度の設計労務単価の伸び率（埼玉県平均）を乗じた額を設計労務単価とみなし、下限額を積算する。

※設計労務単価の90%とした場合（例：建具工）

26,800円（令和6年度県単価）×1.0499（令和7年度伸び率）÷8時間×90%≒3,165円（※R6年度は3,047円）

令和6年度下限額の積算として採用した対応

【案2】令和6年度の埼玉県による単価を設計労務単価とみなし、下限額を積算する。

※設計労務単価の90%とした場合（例：建具工）

26,800円（令和6年度県単価）÷8時間×90%≒3,015円

②見習いに係る労働報酬下限額について

1 「見習い」として従事する労働者等

技術が熟練していない「見習い」として従事する労働者に対して通常の下限額を適用することは、過大な賃金水準となり雇いやめ等のおそれがあること等を踏まえ、特例として下限額を定めるものです。

昨年度までの審議内容を踏まえ、特例的な労働報酬下限額の水準及びその取扱いについて、ご協議をお願いいたします。

○昨年度第2回会議結果

- (1) 「見習い」の労働者の定義を「未経験かつ入社期間3か月以内の労働者」とする。
- (2) 「見習い」の労働者の労働報酬下限額について、軽作業員の80%とする。

(1) 特例的な労働報酬下限額の計算方法について

令和6年度まで、見習い等の下限額は、軽作業員の労働報酬下限額を基準とし、当該下限額の80%に設定しています。

令和6年度見習い等の下限額

$$1,902 \text{ 円 (令和5年度軽作業員下限額)} \times 80\% \div 1,522 \text{ 円}$$

H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
1,260 円	1,314 円	1,342 円	1,350 円	1,350 円	1,467 円	1,522 円

○他市の状況

令和6年度における越谷市の下限額は、見習い等の下限額に特例を設けている18自治体のうち、軽作業員の設計労務単価に対して1番高い比率で下限額を設定しています。

＜令和6年度の下限額設定状況＞

自治体名	令和6年度		令和6年度軽作業員設計労務単価に対する各下限額比率				
	見習い・手元等 (A)	年金等の受給者 (B)	軽作業員 設計労務単価 (C)	見習い・手元等 (A)/(C)	比率順 (全18自治体)	年金受給者 (B)/(C)	比率順 (全13自治体)
越谷市	1,522	—	2,113	72.0%	1	—	—
千葉県野田市	—	—	2,100	—	—	—	—
神奈川県川崎市	—	—	2,150	—	—	—	—
東京都多摩市	1,250	1,250	2,200	56.8%	9	56.8%	7
神奈川県相模原市	1,168	1,168	2,150	54.3%	14	54.3%	9
東京都国分寺市	—	—	2,200	—	—	—	—
東京都渋谷区	1,540	1,540	2,200	70.0%	2	70.0%	1
神奈川県厚木市	1,158	1,158	2,150	53.9%	16	53.9%	11
福岡県直方市	—	—	1,863	—	—	—	—
東京都足立区	1,512	—	2,200	68.7%	8	—	—
兵庫県三木市	1,060	—	1,913	55.4%	11	—	—
東京都千代田区	—	—	2,200	—	—	—	—
埼玉県草加市	—	—	2,113	—	—	—	—
東京都世田谷区	1,540	1,540	2,200	70.0%	2	70.0%	1
高知県高知市	1,022	1,022	2,038	50.1%	17	50.1%	12
千葉県我孫子市	1,176	1,176	2,100	56.0%	10	56.0%	8
兵庫県加西市	1,042	—	1,913	54.5%	13	—	—
兵庫県加東市	1,053	1,053	1,913	55.0%	12	—	—
愛知県豊橋市	1,228	1,228	2,263	54.3%	15	54.3%	10
東京都目黒区	1,540	1,540	2,200	70.0%	2	70.0%	1
東京都日野市	—	—	2,200	—	—	—	—
愛知県豊川市	1,088	1,088	2,263	48.1%	18	48.1%	13
東京都新宿区	1,540	1,540	2,200	70.0%	2	70.0%	1
東京都杉並区	1,540	1,540	2,200	70.0%	2	70.0%	1
東京都江戸川区	1,540	1,540	2,200	70.0%	2	70.0%	1
佐賀県佐賀市	—	—	1,813	—	—	—	—
埼玉県富士見市	—	—	2,113	—	—	—	—
千葉県流山市	—	—	2,100	—	—	—	—
東京都港区	—	—	2,200	—	—	—	—

○上記下限額の積算方法

- ・業務委託下限額と同額・・・相模原市、厚木市、三木市、加西市、加東市、豊川市
- ・市場の賃金実態等を総合的に勘案・・・多摩市、高知市
- ・軽作業員の設計労務単価の70%の額・・・渋谷区、世田谷区、目黒区、新宿区、杉並区、江戸川区
- ・軽作業員の労働報酬下限額に一定の割合を掛ける
67%～76%・・・豊橋市、我孫子市、足立区
80%・・・越谷市

○対応案（下限額の計算方法について）：令和6年度同様に「案1」の積算を採用する。

考え方： 「見習い」に係る特例的な下限額の設定水準等については、他自治体と比較すると本市の基準が1番高水準になっていることから、現行の水準を維持するために、基準を継続する考えです。

【案1】設計労務単価にある職種を基準とし、令和7年度の労働報酬下限額に一定の割合を掛けて下限額を積算する。

※軽作業員を基準とし労働報酬下限額の80%とした場合

2, 213円（軽作業員設計労務単価）×90% ×80%≒1, 594円

令和6年度下限額の積算として採用した対応

【案2】設計労務単価にある職種を基準とし、一定の割合を掛けて下限額を積算する。

※軽作業員の設計労務単価の70%とした場合

2, 213円（軽作業員設計労務単価）×70%≒1, 549円

【案3】業務委託等において定めた令和7年度の労働報酬下限額（1, 160円）を適用する。

（2）見習いの取扱いについて

「見習い」の労働者の定義については、令和6年度より、「未経験かつ入社期間3か月以内の労働者」としているところです。今年度実施したアンケート調査を参考に、定義づけの変更をすべきかどうか、協議をお願いいたします。

※アンケートでは、「現在の定義づけによる影響はない」と回答した事業者が全体の4分の3を占めた。

○対応案

【案1】 「見習い」の定義づけについて影響は見られないことから、令和6年度と同様として特例賃金を定め、各社の雇用形態に任せる。

【案2】 アンケートでは建設現場において「見習い」として雇用している実態が少ないことから、「見習い」の特例賃金自体を撤廃する。

※令和5年度のアンケートでは、「見習い」を想定している事業者は3分の1あり、また「見習い」を選択肢として継続すべき、という事業者が過半数を占めていた。

令和６年度越谷市労働報酬等審議会 第２回会議

【受注者・労働者アンケート調査結果資料】

- １． 受注者向けアンケート調査結果
- ２． 労働者向けアンケート調査結果

1 受注者向けアンケート調査結果

公契約条例の実効性を確認することを目的に、同条例に規定する労働報酬下限額の適用案件を受注した事業者を対象にアンケート調査を実施しました。

調査対象：令和5年4月1日～令和6年11月30日に労働報酬下限額適用案件を受注した事業者 32者
調査期間：令和6年12月5日～令和7年1月20日
回答数：12者

No.	(各問) 上段：設問 下段：回答内容
問1	本市の公契約条例について、どの程度理解できていると思いますか。 ①理解できている：3者 ②ほぼ理解できている：8者 ③あまり理解できていない：1者 ④理解できていない：0者
問2	公契約条例では、労働報酬下限額適用案件の受注者は、労働報酬下限額等の事項をその業務に従事する労働者（以下「対象労働者」という。）へ周知することとされていますが、どのような方法で周知を行いましたか。（複数回答可） ①受注者が各対象労働者に書面で通知：2者 ②下請業者に各対象労働者へ書面で周知するよう依頼：3者 ③作業場事務所・労働者控室への掲示：7者 ④受注者が各対象労働者へ口頭により説明：4者 ⑤下請業者に各対象労働者へ口頭により周知するよう依頼：4者 ⑥その他：0者
問3	公契約条例に関して、対象労働者からの相談や質問、苦情等ありましたか。 ①相談等があった：0者 ②相談等はなかった：12者
問4	相談等の内容はどのようなものでしたか。 (相談なし)
問5	公契約条例は、労働環境の整備に効果があったと思いますか。 また、その理由をご記入ください。

	①効果があったと考える：４者 ・賃上げの動きとあわせて効果が出ていると思う ・適正な請負契約が締結される為 ・賃金の上昇につながるため ・労働者の作業に対する労働意欲の向上 ②今は効果が見られないが、今後効果があると考ええる：３者 ・現状は効果が見られないが、今後効果があると考えられる ③効果はない。今後も効果はないと考える：０者 ④その他：５者 ・公契約条例の効果なのか不明だが、近年では福利厚生は向上したと思う ・効果があったか不明であるが、建設労働者不足のため、下請け業者も含め人材の確保に苦慮しており、相応の対価が必要である ・労働下限報酬が１時間あたりで計算されているが労働者に対して時間給で支払っているわけではないので効果があるのかは不明。しかし１日（８時間とした場合）としての支払額は上がっている。受注者側も労働時間が８時間満たない場合でも１日の労働賃金を払っている状況を理解していただきたい。 ・元請業者が下請け業者に発注業務に対する相当金額を支払っていても、下請け業者が自社の社員一人一人に相当対価が支払われているか、確認は負担が大きい。
問６	公契約条例の適用となったことにより、対象労働者の労働意欲の向上につながる効果があったと思いますか。また、その理由をご記入ください。 ①効果があったと考える：２者 ・賃金の上昇につながるため ・労働報酬下限額を認識しているため ②今は効果が見られないが、今後効果があると考ええる：６者 ・公契約条例の適用と共に、物価上昇を越える賃金上昇を求める環境もあるので、労働意欲の向上に繋がる効果が出てくると思う ・適正賃金と労働条件で生活が安定し労力が向上すると思う ・労務単価は上がったとしても物価高に追いつている状況ではないと思われるが、今後物価の上昇が落ち着けば効果があると思う ・元請として公契約条例に準じた金額以上のものは支払っているのでは、効果を期待したい ③効果はない。今後も効果はないと考える：０者 ④その他：４者 ・意欲の向上に直結したかわからない ・効果があったか不明であるが、建設労働者不足のため、下請け業者も含め人材の確保に苦慮しており、相応の対価が必要である
問７	労働報酬下限額適用案件の労働者賃金は、他に受注している工事や業務委託と比べて高いですか、低いですか。理由もご記入ください。 ①高い：０者 ②変わらない：１１者 ・積算は公共工事設計労務単価で計算しているが、経費等の積算率の見方があるので単純には比較できない ・他に受注している工事においても、労働報酬下限額適用案件と同様に扱っている為 ・受注案件に応じて、同じ職種であっても金額の差が発生しないよう、社内単価を定めており現場によって差が発生することは無いという認識である ③低い：１者 ・新築工事の場合は、設計時と発注時の労務単価や資材単価が違うため

問8	労働報酬下限額適用案件の契約締結時に配布しました「越谷市公契約条例の手引き」に記載の説明内容について、不明点等があり見直しが必要だと思いますか。
	①必要である：0者 ②必要でない：12者
問9	見直しが必要な内容はどのようなものですか。
	(必要なし)
問10	令和6年度の建設工事の労働報酬下限額（公共工事設計労務単価の90%）について、どのように感じましたか。
	①高い：1者 ②適当な金額である：11者 ③低い：0者
問11	労働報酬下限額の対象契約については、適正な労働環境の確保のため、「労働報酬下限額以上の賃金支払い」及び「履行状況等の報告書の作成及び提出」等が義務付けられています。現在、労働報酬下限額の対象としている契約は、予定価格が5,000万円以上の工事請負契約としておりますが、この金額を引き下げて下限額対象契約を拡大することについて、貴社のお考えをお聞かせください。また、回答について理由があればご記入ください。
	①拡大しない方が良い（現状維持が良い）：6者 ・ 手続きが負担になるため（5者） ・ 特に苦情等がなければ、現状のままで問題はない ②拡大した方が良い（対象となる金額を引き下げた方が良い）：0者 ③どちらともいえない：6者 ・ 報告書は必要だと思うが手続きの負担も考えるとどちらともいえない ・ 労働賃金の上昇が認められるなら拡大には賛成ではある ・ 手続きが負担になるため ・ 履行状況等の報告書の作成や提出に要する負担があるため、それらの費用も工事内訳書に計上してほしい。
問12	令和6年度より、見習い労働者の定義を入社3か月の労働者と定義しましたが、影響はありましたか。また、どのような影響があったかご記入ください。
	①影響があった：0者 ②影響はない：11者 ③その他：1者 ・ 見習い労働者は雇用または使用しなかった
問13	その他
	(特になし)

受注者向けアンケート調査結果まとめ

【労働環境、労働意欲への影響について】

- ① 「効果があった」「今後効果があると思う」の割合が過半数を超えた。
- ② 一方、個別意見において、「労働報酬下限額が1時間あたりで示されているが、時間給で支払っているわけではないため、効果があるか不明」、「効果は不明だが、人材確保のためには相応の対価が必要」といった意見もあった。

【労働報酬下限額の対象の拡大（金額の引き下げ）について】

- ① 「拡大しないほうが良い」という事業者が6者、「拡大したほうが良い」は0者。
- ② 「どちらともいえない」の6者も含めて個別意見を見ると、事業者にとって報告書の提出等の事務が負担となっていることが伺える。

【労働報酬下限額（公共工事設計労務単価の90%）の設定について】

- ① 「高い」とした事業者は1者、「適当である」とした事業者は11者であった。

【見習い労働者を「入社3か月の労働者」と定義したことについて】

- ① 「影響がなかった」とした事業者が全てで、「影響があった」とした事業者はなかった。

2 労働者向けアンケート調査結果

見習い・年金受給者の実態を把握するため、市発注工事の現場で働く労働者を対象にアンケート調査を実施しました。

対象・回答：①新川都市下水路築造工事 5－1 6名
 ②千疋幹線排水路整備工事 6－1 12名
 ③越谷市立大袋中学校外構改修工事 20名
 ④越谷市立西方小学校校舎外壁改修工事 1名
 ⑤（仮称）緑の森公園保育所建設工事（外構） 18名
 ⑥越谷市大袋地区センター・公民館建設工事（建築） 0名

調査期間：令和6年12月上旬～令和7年1月20日

回答数：57名

No.	（各問） 上段：設問 下段：回答内容
問1	あなたが今働いている現場は、市の公契約条例の対象工事であり、市が独自に決めた労働報酬下限額以上の賃金が支払われることが約束されていますが、このことを知っていますか。 ①知っている：21名 ②知らない：36名
問2	（問1で「知っている」と答えた方のみ）公契約条例についてどうやって知りましたか。その他の場合は、その内容をご記入ください。 ①現場（職場）の掲示物（ポスター等）で知った：10名 ②現場で配布されたチラシで知った：3名 ③現場の朝礼や新規入場者教育で知った：7名 ④勤務先からの説明等で知った：4名 ⑤その他：1名（内容回答なし）
問3	あなたが今働いている工事での賃金は、他の工事と比べて高いですか、低いですか。 ①高い：2名 ②低い：12名 ③変わらない：19名 ④わからない：24名
問4	労働報酬下限額は、普通作業員や電工、配管工などの職種ごとで異なりますが、あなたは労働報酬下限額以上の賃金をもらっていますか。また、職種名をご記入ください。 ※手取りの賃金額ではなく、社会保険料、税金等の控除前の賃金額と比較 ①もらっている：16名 ※職種は記載があったもののみ集計 （普通作業員：1名、造園工：1名、電工：2名、ブロック工：1名、塗装工：1名） ②もらっていない：11名 （特殊作業員1名、普通作業員：2名、配管工：1名、左官：1名、大工：1名、塗装工：1名、交通誘導警備員B：1名） ③わからない：30名 （普通作業員：2名、造園工：5名、配管工：2名、左官：1名、大工：2名、交通誘導警備員B：1名）

問5	(問4で「もらっていない」と答えた方のみ) 労働報酬下限額以上の賃金をもらっていない理由及び職種をご記入ください。
	・会社の体質（普通作業員） ・低い職種（普通作業員）
問6	あなたは、元請負事業者の従事者ですか。下請負事業者の従事者ですか。
	①元請負事業者：2名 ②下請負事業者：40名 ③わからない：13名 (回答なし：2名)
問7	(問6で「下請負事業者」と答えた方のみ) 何次下請にあたるか御回答ください。
	①1次下請：27名 ②2次下請：12名 ③3次下請以降：5名 ④わからない：5名 (回答なし：8名)
問8	公契約条例の対象となった工事の労働者は、労働報酬下限額を下回った賃金が支払われている場合に市または受注者（元請業者）にその旨の申し出をすることができます。このことを知っていますか。
	①知っている：9者 ②知らない：46者 (回答なし：2者)
問9	あなたは現在試用期間中ですか。試用期間中である場合、入社何カ月目かご記入ください。
	①試用期間中である：1者（入社期間の回答なし） ②試用期間中ではない：48者 (回答なし：8者)
問10	(問9で「試用期間中である」と答えた方のみ) 試用期間中であることを理由に、本来の職種別賃金と比較して低い賃金を受給していますか。
	①はい：5者 ②いいえ：0者 ③わからない：8者 (問9で試用期間中を選んだ方の回答 はい：1者)
問11	その他、公契約条例について、ご意見がございましたらご記入ください。
	・賃金を上げてほしい ・条例について詳しく知りたい ・元請の管理をしっかりしてほしい ・条例について、現場で意識している人はいない。実現にはある程度の強制力が必要。

労働者向けアンケート調査結果まとめ

【公契約条例を知っているか】

- ① 「知っている」 21名 (36.8%)、「知らない」 36名 (63.2%)
- ② 「知らない」 36名の内訳は、元請が1名、下請が22名、わからない（おそらく下請けと思われる）が12名、回答なしが1名であった。
- ③ 上記の結果より、公契約条例を知らないと回答した労働者の多くは下請負事業者の従事者であり、下請負事業者への制度の周知不足が顕著である。

【労働報酬下限額以上の賃金をもらっているか】

- ① 「もらっている」が16名に対し、「もらっていない」が11名、「わからない」が30名という結果だった。
- ② 「もらっていない」の11名中、下請けが9名。また、「わからない」の30名中、下請けが15名、立場不明（おそらく下請けと思われる）が13名であった。
- ③ 今回、アンケートに『職種』や『日給換算額』を大きく明記するなど工夫をしたが「わからない」が過半数を超える結果になった。

【見習いについて】

- ① 「見習い」（試用期間中）として働いている労働者は1名のみ（2%）。入社期間は不明、給与水準については「本来の職種別賃金（塗装工）と比較して、安い賃金を受給している」という回答。

令和６年度越谷市労働報酬等審議会 第２回会議

【他自治体の状況資料】

１． 野田市との意見交換結果

1. 野田市との意見交換結果

令和6年度第1回会議において、委員より「職種別賃金の設定や支払賃金の実態把握について引き続き調査を行ってほしい」とのご意見があったことから、既に取り組みを行っている千葉県野田市管財課との意見交換（R6.12.26）を実施し、その実施方法や課題について確認いたしました。

（1）業務委託における職種別賃金の設定について

野田市では公契約条例の制定後、条例を運用しながら改正、拡充を行っていく基本方針のもと、業務委託における職種別賃金の採用等に取り組んできたとのことです。しかしながら、近年では法定最低賃金の大幅な引き上げが行われるなど、条例が制定された当初とは状況が大きく変化し、新たな課題も生じているとのことでした。

<野田市の課題>

①職種別賃金の運用におけるバランス維持の困難さ

条例の運用面として、職種別賃金については個別に計算元が異なり計算が複雑であることに加え、最低賃金の大幅な上昇に伴い、バランス維持が困難となっている。また、大幅な引き上げは市の財政負担が過大となり、持続可能性を損なうおそれがある。

②経験年数に基づく賃金格差の縮小

公契約条例で定める下限額は、経験年数が少ない若手労働者の賃金を引き上げているが、一定の経験年数を積んだ労働者との賃金格差が縮小している。また、以前より法定最低賃金を上回っている職種では、賃金の引き上げが法定最低賃金の上昇とリンクしていないため、職種間の本来あるべき賃金差が縮小する現象も生じている。

（2）建設工事における支払賃金の実態把握について

野田市では支払賃金の実態把握のため、受注者に対して複数の報告書及び賃金台帳等の証書類の提出を求め、確認を行っているとのことでした。

<提出書類>

①誓約書

予定価格4000万円以上の一般競争入札の参加者は「公契約条例に関する誓約書」を参加申請受付期間内に提出しなければならない。

②配置労働者報告書

受注者は、労働者の支払予定賃金を記入した配置労働者報告書を、当該労働者が現場に従事するときにあわせて提出し、また、下請負者の配置労働者報告書を、施工体制台帳の提出とあわせて提出しなければならない。やむを得ない場合を除いて、指定の時期に提出されない場合は、契約を解除し、指名停止を行う。

ア 配置労働者報告書（事業者ごと）

イ 施工体制図

ウ 労働者への周知書類（写）又は現場での掲示等の場合はその写真

エ 就業規則又は労働条件を通知した書面（写）

オ 上記書類を工事名・受注者名を記載したフラットファイルに綴じ込むこと

③労働者支払賃金報告書及び職種（普通作業員）の確認書

受注者は、労働者の氏名、職種、労働日数・時間・支払賃金額等を記入し、労働者支払賃金報告書及び確認資料を提出しなければならない。また、受注者は、労働者が職種を確認した資料として、職種（普通作業員）の確認書を提出しなければならない。

ア 労働者支払賃金報告書

イ 賃金台帳（写）

ウ 給与等の支払明細書（写）

エ 職種（普通作業員）の確認書

オ 既に提出した②イウエの内容に変更がある場合には再提出

※労働者氏名の記入について

配置労働者報告書及び労働者支払賃金報告書等には、労働者氏名を記入する必要があることから、記入するすべての労働者の承諾を得なければならない。また、労働者の承諾が得られない場合、労働者氏名の代わりに「A」「B」などの記号を記入するとともに、その他の確認資料の余白部分に該当記号を記入し、労働者氏名の明示がなくても各資料の突合ができるようにすること。

<野田市の課題>

①受注者の事務負担

条例制定から10年以上経過しているため、受注者からは当初あったような大きな苦情は受けていないが、提出書類の適正化について検討する必要がある。

②職員の事務負担

担当職員1名を専任とし、提出書類の収受、確認のほか、下限額未満の支払賃金が記入されていた場合には受注者への直接のヒアリングを行っている。入札契約事務をはじめ建設業関連の諸制度が複雑化する中、職員の負担も増加しており、担当業務の整理について検討する必要がある。

（3）今後の展望として

- ・業務委託における職種別賃金の設定については、条例制定時から状況が変化し、職種間及び経験年数による賃金バランスの維持が困難であるなど課題もあることから、慎重に検討する必要があると思われます。
- ・建設工事における支払賃金の実態把握については、野田市と同様の書類提出を想定すると、確認作業等の職員配置が必要になること、また、受注者の事務負担も増加するといった課題もあることから、慎重に検討する必要があると思われます。
- ・公契約については、国による法整備や制度化が進まない中、条例を制定した自治体が連携して共通の課題に取り組むことで影響力を強め、法整備や制度化の促進につながるとされることから、引き続き他自治体との連携を強化し、運用の適正化について検討してまいります。